

## 尾道地域医療連携推進特区地域活性化方針

〔平成23年12月22日  
内閣総理大臣決定〕

### 1. 地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

#### (1) 総合特区により実現を図る目標

I C Tを活用した発展的な地域医療・介護連携による在宅医療等の充実・強化を目指す。

具体的にはI C T基盤を整備し、ネットワークを拡大することにより、急性期から回復期への移行、また、回復期から生活期への移行の過程で、患者の医療・介護情報が迅速かつタイムリーに共有化され、多職種間でのケアカンファレンスの充実を図り、患者がスムーズに在宅復帰できるよう、地域医療・連携ネットワークの構築を目指す。

また、離島や中山間地域など条件不利地域でも、患者ができる限り住み慣れた自宅で生涯にわたって安心して暮らし続けることができるよう、継続的な医療・介護サービスが提供できる体制整備を目指す。

#### (2) 国と地方で共有する包括的・戦略的な政策課題

高齢社会に対応した最適な医療・介護サービスの提供体制の構築が課題である。

地域においては、医師不足等の問題から直面する課題への対応、医療・介護体制の充実・効率化が求められる中で、中核病院と周辺の診療所等の適切な役割分担により、患者の治療を一体的に実現する病院・診療所間の地域医療連携や、慢性疾患等の重症化抑制のための患者情報共有、地域における医療・介護連携に不可欠な多職種間での情報連携等が重要となってきた。

本地域は、離島や中山間地域を抱え、65歳以上の高齢化率は、全国平均、県平均よりも高く、いわゆる主要4疾病（がん、糖尿病、脳卒中、心筋梗塞）の患者数も県平均よりも高く推移するなど、更なる高齢化の進行に併せて予防から慢性期を通じた重層的、効率的な医療・介護システムの構築が求められている。

また、本地域における高齢者の状況は、ひとり暮らし、高齢者夫婦世帯が半数以上を占めるなど、今後、地域で安心して生活し続けるための支援が不可欠となっている。

特に、在宅で介護を受けている方の多くは、引き続き、自宅等での介護を希望してお

り、在宅医療・介護サービスの一体的な提供体制を整備することが必要である。

## 2. 目標を達成するために指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする事業に関する基本的事項

### (1) 解決策

高齢化の更なる進行や疾病構造の変化など地域医療連携ニーズの多様化に対応し、できる限り在宅での長期フォローアップを通じて、適切な医療・介護サービスを提供するために、限られた人的資源を効果的に活用する仕組みの構築を図る。

これらと併せて、これまで当該地域において実践している多職種間での連携ネットワークをより発展させるため、情報通信技術の持つ利点（大量の情報でも蓄積が容易に行え、即時に処理・分析が可能）を最大限に活用し、医療・介護間でICT基盤の整備等を推進していく。また、円滑な患者の医療・介護・福祉情報の蓄積、共有化や、多職種協働のより迅速化、効率化を進めるための環境整備をはかる。

また、ICTを積極的に活用した在宅診療等の環境を充実させることで、離島や中山間地域などの地理的条件の不利な地域に生活する患者の方が自宅を離れて病院や施設に転院・入所することなく、重症化を予防し、安心して医療・介護サービスを受けられる在宅ケアの充実強化を図る。

### (2) その他

上記に係る事業のうち、新たな規制の特例措置等に係るものについては、申請者からの提案をもとに国と地方の協議の場における協議の議題とし、関係府省は、その協議の結果を踏まえ、関係機関と調整を図りながら、必要な措置を講ずるものとする。

## 3. その他必要な事項

特になし。